

盛岡広域振興局長告示第44号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者が指定障害福祉サービス事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和5年9月29日

盛岡広域振興局長 佐々木 隆

1 居宅介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311600019	ヘルパーステーション楓	滝沢市鶉飼下高柳15番地1	令和5年9月30日

2 重度訪問介護

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0311600019	ヘルパーステーション楓	滝沢市鶉飼下高柳15番地1	令和5年9月30日

3 共同生活援助

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0321400061	グループホームそよかぜ	八幡平市大更25地割204番18	令和5年10月10日